

処 分 基 準

平成 20 年 7 月 1 日作成

法 令 名：火薬類取締法

根 抱 条 項：第 17 条第 3 項

処 分 の 概 要：獣銃用火薬類等の譲渡し又は譲受けの許可の取消し

原権者（委任先）：奈良県公安委員会

法 令 の 定 め：

火薬類取締法第 17 条第 1 項（譲渡又は譲受の許可）、第 50 条の 2 第 1 項（獣銃用火薬類等の特則）

処 分 基 準：

譲渡又は譲受の許可後に生じ、又は許可後に判明した事由により、当該火薬類の譲渡又は譲受に伴い事件、事故等が発生する危険が認められる場合は、引渡し前に限り、許可を取り消すものとする。

問い合わせ先：生活安全部生活安全企画課保安係（電話 0742-23-0110）

備 考：

処 分 基 準

平成20年7月1日作成

法 令 名：火薬類取締法

根 抱 条 項：第25条第3項

処 分 の 概 要：獣銃用火薬類等の消費の許可の取消し

原権者（委任先）：奈良県公安委員会

法 令 の 定 め：

火薬類取締法第25条第1項（消費）、第50条の2第1項（獣銃用火薬類の特則）

処 分 基 準：

爆発又は燃焼の許可後に生じ、又は許可後に判明した事由により、当該火薬類の爆発又は燃焼に伴い事件、事故等が発生する危険が認められる場合は、爆発又は燃焼前に限り、許可を取り消すものとする。

問い合わせ先：生活安全部生活安全企画課保安係（電話 0742-23-0110）

備 考：